

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	妊婦健康診査等事業
委託業務場所	県内契約医療機関、助産所等
概要	母子保健法に基づく妊婦健康診査等（基本健康診査、新生児聴覚検査）を実施。県内委託医療機関及び助産師会への費用の支払業務及び県外受診者に対する妊婦健康診査費用の償還払い事業費支払い事務を実施。
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	203,616,251 円
契約の相手方	[名称] 一般社団法人滋賀県医師会 [名称] 一般社団法人滋賀県助産師会 [名称] 公益財団法人滋賀県健康づくり財団
契約相手方の選定理由	妊婦健康診査は、妊婦の利便性を考慮し、滋賀県及び県内 19 市町と協議を行い、妊婦が受診しやすい体制の整備を行っている（広域事業）。 この中で委託料の支払業務についても、委託医療機関等が、各市町に個別に請求するのではなく、県内統一に行うことで事務の簡素化を図っている。 妊婦健康診査費用の支払事務は、市町の妊婦健診委託料の請求、受領など公金を取り扱う業務であり、当該業務を行う事業者が滋賀県健康づくり財団以外にないため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。